

令和6年度函館市家族介護用品給付事業

事業者登録の手引き

函館市保健福祉部高齢福祉課
家族介護支援・認知症担当

函館市家族介護用品給付事業は、在宅で介護するご家族に対し、負担軽減を図ることを目的として介護用品を引き換えできる利用券を給付する事業です。

本事業において、対象者が利用券と介護用品の引き替えを行うことができる事業者の登録申請を受け付けますので、登録を希望する方は本手引きのほか、函館市のホームページで公開されている、事業実施要綱および事業者登録要領を熟覧の上、申請をお願いいたします。

1 資格要件

- 1 禁止要件 次のいずれかに該当する場合は、申請をすることができません。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
 - (4) 函館市暴力団等排除措置要綱第7条、函館市企業局暴力団等排除措置要綱第7条または函館市病院局暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等
 - (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (6) 本市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者

2 必要要件

函館市および函館市の隣接地において本店、支店、営業所または出張所（以下「事業所等」という。）を有しており、利用者の利便、その他事業の適正な運営が確保されるものと市長が認めた事業者で、介護用品の販売を行っており、かつ、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 函館市の入札参加資格者（有資格業者登録済）であり、かつ介護用品の確保が容易にできること。
- (2) 函館市補装具費の代理受領に係る補装具業者として登録があり、かつ介護用品の確保が容易にできること。
- (3) 函館市の介護保険居宅サービス事業者の福祉用具貸与業者として登録があり、かつ介護用品の確保が容易にできること。
- (4) 申請日時点で引き続き1年以上その事業を営み、かつ介護用品の確保が容易にできること。

2 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 申請方法

函館市保健福祉部 高齢福祉課家族介護支援・認知症担当 へ必要書類を提出してください（郵送提出可）。

4 申請期限・提出先

1 申請期限 令和6年3月15日（金）

※ 申請の状況により二次募集を行う場合があります。

2 提出先

函館市役所本庁舎2階 保健福祉部 高齢福祉課家族介護支援・認知症担当

（函館市東雲町4番13号）

TEL（0138）21-3081

※郵送の場合は、申請期限当日までに提出先へ到着している必要があります。

5 提出書類

1 全事業者共通

（1）別記第1号様式「申請書」（別紙1）

① 「申請者」

- ・ 「所在地」「事業者名」「代表者（職氏名）」は、他の提出書類と記載内容を統一してください。

② 「①本店」「②支店等」「③連絡先」商号または名称

- ・ 下表の法人等の種類は、略号で記入してください。

法人等の名称	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社
略号	（株）	（有）	（資）	（名）

支店等の名称

- ・ 支店等及び連絡先の「支店等の名称」は、支店および営業所等の名称のみ記載してください。

（例）×（株）●●●●北海道支店 ○北海道支店（商号は不要です。）フリガナ

- ・ 左詰めカタカナで記入してください。
- ・ 法人の種類（（株）（有）等）、代表者の役職、都府県名のフリガナは不要です。

所在地

- ・ 道内市町村の「北海道」および「政令指定都市の都府県名」は不要です。
- ・ 丁目、番地等は省略せず記入してください。（× 1 - 2 - 3 ○1丁目2番3号）代表者職氏名、責任者職氏名

- ・ 代表者、責任者の役職は、本市等との取引に使用する役職名を記入してください。

「連絡先」

- ・ 連絡先を設置する場合に記入してください。

※ 連絡先とは、本市との事業に関する事務連絡の窓口です。

③ 「④営業年数」

- ・ 申請時点での営業年数を記入してください。

④ 「⑤総従業員数」

- ・ 申請時点での総従業員数（役員を含む常時雇用者を全社分）を記入してください。

⑤ 「⑥」～「⑨」（必要要件の確認）

- ・ どの必要要件を以て申請しているかを確認するので、それぞれ「はい」か「いいえ」を選択してください。

⑥ 「⑩営業形態について」

- ・ 店舗、配送、店舗兼配送の中から一つを選択してください。

(2) 口座振替払依頼書（別紙2）

振込先の口座を登録するために必要です。

※ 前年度から継続して登録を希望する事業者で、以前提出したものと内容に変更がない場合は提出不要です。

(3) 納税証明書（写） ① 函館市に納税義務がある場合…函館市の「納税証明書」

（申請日時点で発行1ヶ月以内）

- ・ 函館市に納税義務がある税目（法人市民税，個人市道民税（特別徴収），固定資産税・都市計画税，軽自動車税）について，未納がないことがわかる証明書の写し
- ・ 個人事業主が非課税の場合は，課税証明書の写しを提出してください。

※ 証明書は函館市役所2階財務部税証明担当および各支所の証明窓口で発行されます。

（申請書は別紙3参照）

② ①以外の場合…事業所所在地管轄の税務署が発行する未納がないという証明書

（申請日時点で発行3ヶ月以内）

- ・ 個人… 所在地管轄の税務署が発行する「その3の2」
- ・ 法人… 所在地管轄の税務署が発行する「その3の3」

※新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予制度利用に伴い納税証明が交付されない場合は，猶予の決定通知書の写しをご提出ください。

(4) 介護用品を取り扱っていることがわかる書類

（例）事業者の発行した取扱い商品の一覧等

※ 令和5年度，本事業の実績がある事業者は提出不要です。

2 必要要件（4）において登録申請をする事業者

○ 商業登記簿謄本または身分証明書（写）（申請日時点で発行3ヶ月以内）・個人…本籍地の市区町村長が発行する「身分証明書」の写し

- ・法人…法務局が発行する「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」の写し
- ※ 令和5年度から継続して登録を希望する事業者で、以前提出したものと内容に変更がない場合は提出不要です。

3 店頭販売を行う事業者

- ・ 別記第2号様式「登録書」（別紙4）

6 申請書類（指定様式等）の配布

- 1 函館市ホームページの「高齢者・介護」のページからのダウンロードによる配布
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022021500121/>
- 2 ホームページからダウンロードできない場合は、函館市保健福祉部高齢福祉課家族介護支援・認知症担当までお問い合わせください。

7 審査結果通知

登録の可否について、決定後に結果通知書にてお知らせいたします。

8 その他

1つの事業所で複数の支店等を有する場合は、なるべく本店もしくは支店等の内、特定の店舗が統括店となり、登録をしていただけますようお願いいたします。